

各福祉関係事業所 代表者 様

長崎県福祉保健部福祉保健課長

(公印省略)

長崎県パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）制度の
職員への周知と適正利用について（依頼）

長崎県の福祉行政につきまして、日頃よりご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、長崎県では身障者用駐車場の適正な利用を図るため、平成19年8月からパーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）制度を導入し、平成29年3月末現在で、協力施設は727施設、パーキング・パーミット交付枚数（累計）は22,661枚となっております。

一方、身障者用駐車場の不適正な利用の報告は、一般車両のみならず、福祉事業所の車両についても寄せられており、一層の制度周知が必要となっております。

つきましては、パーキング・パーミット制度のチラシを職員の皆様に配布して、同制度の内容を周知していただくとともに、特に下記事項についてご指導いただくなど、身障者用駐車場の適正利用の推進についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 各事業者にご協力いただきたい事項

- ①パーキング・パーミット（利用証）は、身体障害者などの個人に対して交付するものであり、利用証が必要な方の交付申請手続きについては制度を周知いただくなど、ご協力いただきたいこと。
- ②パーキング・パーミット（利用証）は、交付された本人が身障者用駐車場を利用する場合のみ使用し、事業所職員のみ利用など、本人が利用しない場合は一般の駐車場を利用すること。
- ③身障者用駐車場を利用する際は、パーキング・パーミット（利用証）をルームミラーにかけるなど、外側から容易に識別できる位置に表示すること。

（参考）不適正利用の事例

- ①障害者施設及び介護施設事業者、介護タクシー事業者等の車が、パーキング・パーミット（利用証）の提示なしで、身障者用駐車場を利用している。
- ②障害者施設及び介護施設事業者、介護タクシー事業者等の職員が、利用者を乗せていないのに、身障者用駐車場に駐車している。
- ③障害者施設及び介護施設事業者、介護タクシー事業者等の職員がパーキング・パーミット制度を知らない。

長崎県福祉保健部福祉保健課
担当：地域福祉班 田中
TEL：095-895-2416

長崎県パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長崎県（以下「県」という。）が県内に共通する身障者用駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付し、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、身障者用駐車場の適正利用を図るため、長崎県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、身障者用駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的施設 条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設
- (2) 施設管理者 特定生活関連施設を管理する者
- (3) 身障者用駐車場 特定生活関連施設にある身障者用駐車場のうち、県と施設管理者が別に定める協定書を締結した身障者用駐車場

（県と施設管理者の役割）

第3条 県は、身障者用駐車場を利用できる者に対し、利用証を交付するものとし、施設管理者は身障者用駐車場の適正利用に努めるものとする。

（利用証を交付する者の範囲）

第4条 利用証を交付する者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障害者のうち歩行困難と認める者
- (2) 高齢、難病、知的障害により歩行困難と認める者
- (3) 一時的に歩行困難と認める者
 - イ けが人（車いす、杖等使用期間）
 - ロ 妊産婦（歩行困難時から乳児の首が座るまで）

（利用証の交付方法）

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を県に提出するものとする。

ただし、利用証の交付に協力する市町にあっては、利用証の交付を当該市町に申し出ることができるものとする。

（利用証の交付）

第6条 県は、身障者用駐車場の利用が適当と認める者に対し、利用証（様式第2号）を交付するものとする。

ただし、利用証の交付に協力する市町は、身障者用駐車場の利用が適用と認める者に対し、利用証（様式第2号）の交付ができるものとする。

2 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。

3 利用証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者及び難病等により歩行困難と認める者 1年以上（第4条に定める交付基準に該当しなくなるまで）
- (2) 一時的に歩行困難と認める者 1年未満で必要な期間

(利用証の再交付)

第7条 利用者は、利用証の紛失、汚損により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申出書(様式第3号)を県に提出するものとする。

ただし、利用証の交付に協力する市町にあっては、利用証の再交付を当該市町に申し出ることができるものとする。

(利用証の返却)

第8条 県は、次の各号に該当する場合には、利用証の返却を求めるものとする。

(1) 利用者が第4条に該当しなくなったとき

(2) 利用者が利用証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、又は利用させたとき

(3) その他身障者用駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力)

第9条 施設管理者は、身障者用駐車場の適正利用について 指導・案内表示等をするものとする。

(周知)

第10条 県及び施設管理者は、身障者用駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県福祉保健部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年8月1日から施行する。

2 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

3 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

別 表

長崎県パーキング・パーミット利用証交付基準

○身体障害者

身 体 障 害 区 分		対 象 等 級
視覚障害		1級から4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3級、5級
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1級から2級
	下肢	1級から6級
	体幹	1級から5級
	脳原性の運動機能障害	上肢機能 移動機能
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	1級、3級、4級
	腎臓機能障害	1級、3級、4級
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級
	膀胱又は直腸機能障害	1級、3級、4級
	小腸機能障害	1級、3級、4級
	肝臓機能障害	1級から3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級

○けが人 車いす、杖等使用期間

○妊産婦 妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

○高齢者 要介護度1以上

○難病者 特定疾患医療受給者

○知的障害者 障害の程度が重度の方(療育手帳の障害の程度欄「A」)

長崎県パーキング・パーミット制度

思いやりのあるまちづくりのために

パーキング・パーミット制度をご存じですか？

身障者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（パーキング・パーミット）を掲示することで利用できる制度です。

制度は、身障者用駐車場を利用できる方を「歩行困難な方」とし、身体に障害のある方、高齢者、妊産婦などの方も利用できます。



利用できる駐車場の一例

駐車場利用証



身体障害者、高齢者、
難病者、知的障害者
【有効期間1年以上】



一時的に歩行困難な方
(けが人、妊産婦)
【有効期間1年未満】



車内のルームミラーに
かけて使用します

この制度により、身障者用駐車場が本当に必要な方の駐車スペースとして確保されることはもちろんのこと、すべての人がまちに出かけ楽しめるよう、みんながゆずりあう思いやりのあるまちづくりの実現に、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

利用できる方

- ① 身体に障害のある方で歩行困難な方
 - ② 高齢者で歩行困難な方（介護認定を受けた方で要介護度1以上の方）
 - ③ 難病により歩行困難な方（特定疾患医療受給者の方）
 - ④ 知的障害により歩行困難な方（療育手帳の障害の程度がAの方）
 - ⑤ 一時的に歩行困難な方（けがで、車いす・杖等を使用する方、妊産婦の方）
- ※ 上記については、交付基準が定められています。詳しくは下記問い合わせ先（県福祉保健課）におたずね下さい。

有効期間

- ① 身体に障害のある方、高齢者、難病又は知的障害の方で歩行困難な方
..... 1年以上（障害等のなくなるまでの期間）
- ② 一時的に歩行が困難な方..... 1年未満で必要な期間
→ けがで車いす・杖等を使用する方..... 車いす・杖などの使用期間
→ 妊産婦の方..... 妊娠7か月から産後3か月

利用できる駐車場

ショッピングセンター・医療機関・公共施設など、県と協定を結んだ施設の駐車場で利用できます。施設名は、利用証の交付窓口や県のホームページでお知らせしています。

（ホームページhttp://www.pref.nagasaki.jp/s_fukushi）

利用できる駐車場には、「身障者用駐車場」のステッカーが表示されますが、一部、ステッカーの表示ができない施設もあります。

交付窓口

- ① 県内市町の福祉の窓口
- ② 長崎こども・女性・障害者支援センター TEL(095)844-5132
- ③ 佐世保こども・女性・障害者支援センター TEL(0956)24-5080
- ④ 西彼福祉事務所 TEL(095)846-8955
- ⑤ 東彼・北松福祉事務所 TEL(0956)22-3211
- ⑥ 上五島福祉事務所 TEL(0959)54-2131
- ⑦ 県福祉保健課（郵送も受け付けます。） TEL(095)895-2416

※ 受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9:00から17:00まで

※ 即日交付

※ 手数料は無料ですが、けがによる交付の場合、診断書が必要です。

申請に必要なもの（交付窓口で提示して下さい。）

- ① 身体に障害のある方..... 身体障害者手帳
 - ② 高齢者の方..... 介護保険被保険者証
 - ③ けがをされている方..... 診断書
 - ④ 妊産婦の方..... 母子健康手帳
 - ⑤ 難病患者の方..... 特定疾患医療受給者証
 - ⑥ 知的障害者の方..... 療育手帳
- ※ 県福祉保健課への郵送申請には、必要書類の写しと返信用切手（140円）が必要です。

問い合わせ先

長崎県福祉保健部 福祉保健課 地域福祉班
〒850-8570 長崎市江戸町2-13
TE(095)895-2416